



三重県公報

平成28年1月5日 (火)

第 2764 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
1	指定管理者の指定	(障がい福祉課)	2
2	同件	(同)	2
3	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(同)	2
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	2
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	(同)	3
6	指定管理者の指定	(少子化対策課)	3
7	同件	(子育て支援課)	3
8	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	4
9	指定管理者の指定	(地球温暖化対策課)	5
10	産業廃棄物処理施設設置許可の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(廃棄物・リサイクル課)	5
11	指定管理者の指定	(みどり共生推進課)	6
12	同件	(同)	7
13	同件	(観光政策課)	7
14	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関	(建築開発課)	7
選 管 告 示			
1	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(選挙管理委員会)	8
2	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	9
3	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動の届出	(同)	9
4	政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	10
公 告			
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	10
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	10
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農地調整課)	11
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	11
	同件	(同)	12
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	12
	県営住宅の入居希望者の募集	(住宅課)	12
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(病院事業庁)	14

告 示

三重県告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 津市一身田大古曾 670 番地 2
名 称 社会福祉法人三重県厚生事業団
代表者 理事長 梶田 郁郎
- 2 指定した年月日
平成27年12月22日
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

三重県告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 津市桜橋2丁目130番地
名 称 社会福祉法人三重県視覚障害者協会
代表者 会長 内田 順朗
- 2 指定した年月日
平成27年12月22日
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

三重県告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成28年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450300336	株式会社アイステップ	愛知県名古屋市北区平安二丁目15番60号	放課後等デイサービスすだち	鈴鹿市算所1-18-1	放課後等デイサービス	平成28年1月1日
2450700220	アムール有限公司	松阪市飯南町下仁柿652番地	放課後等デイサービスあい	松阪市久保町895番地9	放課後等デイサービス	平成28年1月1日

三重県告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成28年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定期限年月日
薬局	阪神調剤薬局 三重大前店	津市江戸橋2丁目27番		薬局	平成28年 1月1日
薬局	志摩調剤薬局	志摩市阿児町鶴方1207-2		薬局	平成28年 1月1日
薬局	ライフ薬局	津市一身田上津部田 475-1		薬局	平成27年 11月1日
薬局	ライフ薬局 西 豊浜店	伊勢市西豊浜町110-2		薬局	平成27年 11月1日
薬局	さくら薬局 鈴 鹿神戸店	鈴鹿市飯野寺家町829-1		薬局	平成27年 11月1日

三重県告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

平成28年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞退期限年月日
病院	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	津市久居明神町 2158 番地の5		眼科に関する医療	平成27年 12月31日
病院	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	津市久居明神町 2158 番地の5		整形外科に関する医療	平成27年 12月31日
病院	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	津市久居明神町 2158 番地の5		免疫に関する医療	平成27年 12月31日

三重県告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、みえこどもの城の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 松阪市立野町 1291 番地
名称 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
代表者 理事長 太田栄子
- 2 指定した年月日
平成27年12月22日
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

三重県告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体

所在地 津市桜橋二丁目 131 番地
 名称 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
 代表者 理事長 北野 好美

- 2 指定した年月日
平成 27 年 12 月 22 日
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 8 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(8)の表に次のように加える。

3	災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金	災害時に発生する多様なニーズに対応するため、NPOが継続的に取り組む被災地又は被災者に対する支援活動を支援することにより、災害からの早期の復旧・復興を図る。	三重県内で災害が発生した場合に実施する被災地又は被災者に対する支援に要する経費	10/10 以内	特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体
---	-----------------------	--	---	----------	--------------------------------

別表 2 中

7	隣保館整備費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「厚生労働省告示」という。）に定められている処分制限期間	厚生労働省告示に定められている機械及び器具
8	隣保館運営費等補助金		
9	隣保館事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	厚生労働省告示に定められている機械及び器具に相当するもの
10	公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金	補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成 12 年厚生省告示第 105 号。以下「厚生省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	厚生省告示に定められている機械及び重要な器具に相当するもの

を

7	災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 5 万円以上の機械及び器具に相当するもの
8	隣保館整備費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「厚生労働省告示」という。）に定められている処分制限期間	厚生労働省告示に定められている機械及び器具
9	隣保館運営費等補助金		
10	隣保館事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	厚生労働省告示に定められている機械及び器具に相当するもの
11	公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金	補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成 12 年厚生省告示第 105 号。以下「厚生省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	厚生省告示に定められている機械及び重要な器具に相当するもの

に

改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県環境学習情報センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階
名 称 アクティオ株式会社
代表者 代表取締役 鈴木 悟
- 2 指定した年月日
平成27年12月21日
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

三重県告示第10号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請がありましたので、同法第15条第4項の規定に基づき告示するとともに、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を縦覧に供します。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、三重県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

平成28年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
三重中央開発株式会社
代表取締役 金子 文雄
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
三重県伊賀市予野字鉢屋4631-1番地 他8筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
 - (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号）
 - (2) 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (1) 産業廃棄物
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん及び処分するために処理したもの
 - (2) 特別管理産業廃棄物
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物及び特定有害産業廃棄物（鋳さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むものに限る。）、ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むものに限る。）、燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むものに限る。）、廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチ

レン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機りん化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むものに限る。)、廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機りん化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むものに限る。))及び廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機りん化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むものに限る。))

5 申請年月日

平成 27 年 12 月 18 日

6 縦覧場所

津市広明町 13 番地 三重県環境生活部廃棄物・リサイクル課

伊賀市四十九町 2802 三重県伊賀地域防災総合事務所環境室

伊賀市上野丸之内 116 伊賀市人権生活環境部市民生活課

伊賀市治田 3547-11 伊賀市人権生活環境部環境政策課

7 縦覧期間

平成 28 年 1 月 5 日(火)から同年 2 月 5 日(金)までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

8 意見書の提出期間、提出先及び記載事項

(1) 提出期間

平成 28 年 1 月 5 日(火)から同年 2 月 19 日(金)まで

郵送による場合は、平成 28 年 2 月 19 日(金)までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。

(2) 提出先

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県環境生活部廃棄物・リサイクル課

〒518-8533 伊賀市四十九町 2802

三重県伊賀地域防災総合事務所環境室

(3) 記載事項(日本語で記載するものとする。)

氏名、住所、対象事業の名称及び生活環境保全上の見地からの意見

三重県告示第 11 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県民の森の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定を受けた団体

所在地 三重県桑名市大字星川 853-3

名称 特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター

代表者 理事長 森 豊

2 指定した年月日

平成 27 年 12 月 21 日

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県上野森林公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 三重県桑名市大字星川 853-3
名称 特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター
代表者 理事長 森 豊
- 2 指定した年月日
平成 27 年 12 月 21 日
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営サンアリーナの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 三重県伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4
名称 株式会社スコルチャ三重
代表者 代表取締役 濱田 典保
- 2 指定した年月日
平成 27 年 12 月 22 日
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 14 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせることとしましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 1 項の規定により公示します。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

機関の名称	機関の住所	業務区域	業務を行う事務所の所在地	行わせることとした判定の業務	業務の開始の日
一般財団法人愛知県建築住宅センター	愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号	三重県全域	愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号 愛知県豊橋市駅前大通 2 丁目 33 番地の 1 愛知県岡崎市上和田町字城前 18 番地 愛知県一宮市富士 3 丁目 1 番 25 号 愛知県豊田市若宮町 1 丁目 1 番地	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人愛知県建築住宅センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程	平成 28 年 1 月 1 日

				等により判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が5千平方メートルを超える建築物（愛知県内の事務所で判定が行われるものに限る。以下この項において同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物	
株式会社確認サービス	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	三重県全域	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社確認サービスの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が5千平方メートルを超える建築物（愛知県内の事務所で判定が行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物	平成 28 年 1 月 1 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出及び第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表します。

平成28年1月5日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
自由民主党玉城支部	木村健一	小林豊	度会郡玉城	○	平成27年	

町佐田 245-1

11月27日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	届出年月日	備考
進藤かねひこ三重後援会	田村 宗博	鈴木 規男	津市河辺町 1778-1	進藤 かねひこ 参議院議員	平成 27 年 12 月 1 日	

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
大谷かつじ後援会	小瀬 要ノ助	川島 絹枝	員弁郡東員町城山 2 丁目 26-27	平成 27 年 10 月 19 日	
「住みよいいなべ市をつくる会」	樋口 平和	山本 安則	いなべ市北勢町麻生田 3624-1	平成 27 年 10 月 30 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党上野支部	空 森 栄 幸	主たる事務所の所在地 代表者	伊賀市上野車坂町 821	伊賀市上野茅町 2725-1	平成 27 年 9 月 1 日	政党
あわのまさひろ後援会	栗 野 仁 博	主たる事務所の所在地	伊賀市上野愛宕町 1831-8	伊賀市上野寺町 1166-8	平成 27 年 9 月 1 日	政党
西のりたか後援会	山 川 且	会計責任者	向 井 正 仁	西 良 文	平成 27 年 10 月 15 日	
藤田宜三後援会	藤 田 宜 三	主たる事務所の所在地	鈴鹿市西条 6 丁目 105	鈴鹿市算所三丁目 9-40	平成 27 年 4 月 15 日	

三重県選挙管理委員会告示第 2 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
光 永 強 後 援 会	光 永 圭 子	平成 27 年 11 月 5 日	

三重県選挙管理委員会告示第 3 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

資金管理団体の異動

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
栗 野 仁 博	あわのまさひろ後援会	主たる事務所の所在地	伊賀市上野愛宕町 1831-8	伊賀市上野寺町 1166-8	平成 27 年 9 月 1 日
藤 田 宜 三	藤田宜三後援会	主たる事務所の所在地	鈴鹿市西条 6 丁目 105	鈴鹿市算所三丁目 9-40	平成 27 年 4 月 15 日

三重県選挙管理委員会告示第 4 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

光永強後援会

報告年月日

平成 27 年 11 月 5 日（平成 27 年 11 月 5 日解散）

1 収入総額	24,629 円
前年繰越額	24,629 円
2 支出総額	0 円

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 28 年 2 月 16 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 27 年 12 月 10 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 交通事故被害者支援センター

(2) 代表者の氏名

望月 利和

(3) 主たる事務所の所在地

津市白山町二本木 1001 番地 353

(4) 定款に記載された目的

この法人は、経済的、精神的に苦しむ交通事故被害者とその家族を支援するため、無料相談および損害賠償の手続方法等、具体的な指導・支援活動に関する事業を行い、もって地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成 27 年 12 月 17 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 四日市在宅介護家族会街路樹の会
 - (2) 代表者の氏名
人見 悦子
 - (3) 主たる事務所の所在地
四日市市大矢知町 1141 番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、広く高齢者に対して、生活支援等のふれあい助け合いに関する事業を行い、もって広く公益に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

久居市榊原土地改良区（津市榊原町 5104 番地）

退任監事

津市榊原町 7192 番地	坂 部 貢 良
〃 〃 1364 番地	山 口 薫
〃 〃 3902 番地	大 原 博 実

退任清算人

津市榊原町 10382 番地	伊 藤 靖
〃 〃 1170 番地	石 田 正 一
〃 〃 7240 番地	鈴 木 外喜男
〃 〃 6990 番地	山 川 浩 二
〃 〃 1228 番地	松 岡 重 昭
〃 〃 320 番地 2	倉 田 守 雄
〃 〃 5127 番地	森ノ木 貴 雄
〃 〃 1902 番地	川原田 一 市
〃 〃 2961 番地 1	浦 山 脩
〃 〃 2921 番地	岡 田 公 芳
〃 〃 3020 番地	前 川 正 和
〃 〃 3782 番地 2	谷 川 登史実
〃 〃 3782 番地	丸 山 洋 司
〃 〃 10834 番地	白 杵 金 一
〃 〃 8195 番地	前 川 昌 治
〃 〃 8000 番地	山 川 茂 俊

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影及び数値図化）
- 2 作業期間
平成 27 年 11 月 21 日から平成 28 年 3 月 18 日まで
- 3 作業地域
桑名市大字小泉、同市大字福江、同市大字和泉、同市大字大貝須、同市大字小貝須、同市大字江場、同市大

字地蔵、同市長島町福豊、同市長島町福吉、桑名郡木曾岬町大字白鷺、同町大字源緑輪中、同町大字三崎、同町大字富田子、三重郡川越町大字南福崎、同町大字亀崎新田、同町大字亀尾新田、同町大字亀須新田及び同町大字当新田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
平成 27 年 12 月 7 日から平成 28 年 1 月 29 日まで
- 3 作業地域
度会郡大紀町神原、同町滝原、同町柏野、同町崎、同町駒、同町野原、同町阿曾、同町里、同町阿淵、同町長者野、同町宮原、同町下崎、同町小平谷及び同町向駒

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
平成 27 年 12 月 8 日	株式会社グリーンピアチ トセ 代表取締役 千歳 秀利	四日市市波木町 1097-10	いなべ市大安町石 樽下字中尾 238-9	A	6.0	30.8

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

平成 28 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 受付期間
平成 28 年 1 月 5 日（火）から同月 31 日（日）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、平成 28 年 3 月 2 日（水）まで随時申込みを受け付けます。
- 2 受付場所
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

- 3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数 (優先戸数)
	桑名	川成（高齢者）	1
		川成（一般）	1

北勢ブロック	四日市	高見ヒルズ（一般）	2
		あこず（高齢者）	1
		あこず（一般）	1
		笹川（高齢者）	1
		笹川（高齢者・単身可）	2
		笹川（一般・単身可）	1
		笹川（一般）	3（1）
		笹川第二（高齢者）	1
		河原田（高齢者）	1
		河原田（一般）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般）	4（1）
		桜島（身障者）	1
		桜島（高齢者）	1
		桜島（一般）	3（1）
亀山	鹿島（一般）	1	
中勢伊賀ブロック	津	千里（高齢者・単身可）	1
		千里（一般）	2
		サンシャイン千里（一般）	1
		白塚（高齢者）	2
		白塚（一般）	1
		一身田（一般・単身可）	1
		一身田（高齢者）	1
		一身田（一般）	1
		パールハイツ西丸之内（一般）	1
		神戸（一般・単身可）	1
		結城（高齢者・単身可）	1
		新町（高齢者）	1
		サンシャイン千里（特公賃）	5
	伊賀	服部（一般）	1
		木根（一般）	1
		カーサ上野（一般）	1
	南勢ブロック	松阪	五反田（一般）
粥田（一般・単身可）			2
和屋（一般）			1
上川第二（高齢者）			2
上川第二（一般）			1
エスペラント末広（特公賃）			5
伊勢		辻久留（一般）	1
		旭（高齢者）	1
		城田（高齢者・単身可）	1
		西豊浜（一般）	1
鳥羽	安楽島（一般・単身可）	2	
東紀州ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	久生屋（一般）	1

(1) 表中の（優先戸数）は、母子・父子世帯等が対象となります。

- (2) 表中の(特公賃)は、「特定公共賃貸住宅」のことで、4(3)の収入基準以上の収入を有する者を対象とする住宅です。

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族(婚姻予定者を含みます。)があること(単身入居が可能な場合があります。)
- (2) 三重県内に住所又は勤務先を有すること。
- (3) 三重県営住宅条例(平成9年三重県条例第52号)第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
- ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
- イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
- ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者(ただし、当該同居の際に成年であった者に限りませう。)
- エ イに掲げる者の連帯保証人であった者
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を2人立てること。
- (7) 暴力団員でないこと(同居しようとする親族も含みます。)

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅課住宅管理班(電話 059-224-2703)までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合(電話 059-373-6802)

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合(電話 059-221-6171)

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体(電話 059-222-6400)

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号)第5条の規定により公告します。

平成28年1月5日

三重県病院事業庁長 加藤 敦 央

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
三重県立こころの医療センターで使用する電気(予定使用量)約2,340,000kWh
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 使用期間
平成28年4月1日(金)午前0時から平成29年3月31日(金)24時まで
- (4) 需要場所
三重県津市城山1丁目12番1号 三重県立こころの医療センター
- (5) 業種及び用途
病院
- (6) 供給計画等
調達説明書(仕様書)に示すとおりです。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる

者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を有する事業者であること。

オ 特定規模電気事業者にあつては、同規模（約2,340,000kWh）以上の供給実績があること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムへの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、5(3)に掲げる部局で調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により入札に参加する場合の調達システム利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成28年1月29日（金）15時までに、調達システムにより入札に参加する場合にあつては調達システムに登録し、書面により入札に参加する場合にあつては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成28年2月22日（月）17時までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 一般電気事業者及び特定規模電気事業者が、三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

(5) 特定規模電気事業者にあつては、同規模以上の供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0818 三重県津市城山1丁目12番1号1

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課 担当 植田

電話 059-235-2125 ファクシミリ 059-235-2135

(2) 契約条項に示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）等の配付方法

本公告日から平成28年2月15日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 28 年 2 月 2 日（火）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果通知の日から平成 28 年 2 月 15 日（月）10 時まで

イ 書面により入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津城山郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 28 年 2 月 15 日（月）10 時

なお、津城山郵便局へは平成 27 年 2 月 8 日（月）から同月 15 日（月）10 時までの間に到着するように投函してください。

送付先

〒514-0818 三重県津市城山 3 丁目 11-14

宛 先 津市城山郵便局留め

受取人 三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

案件名 三重県立こころの医療センターで使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 28 年 2 月 15 日（月）15 時

場所 三重県津市城山 1 丁目 12 番 1 号 1

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

※ 再入札を行う場合は、別途通知します。

※ 入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、事前に 5(1)に掲げる部局へ連絡してください。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成 19 年三重県病院事業庁管理規程第 2 号。以下「規程」といいます。）第 127 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を遂行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第 125 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 131 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

入札に関する事項（入札手続、参加資格、仕様等）に質疑がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にあつては、当該提出締切日時までに 5(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、「入札情報公開システム」の「発注情報閲覧」画面で行います。

質疑応答の提出締切日時

平成 28 年 1 月 29 日（金）15 時まで

※ ファクシミリによる質疑申請の場合は、5(1)へ掲げる部局へ着信の確認を行ってください。

結果回答日

平成 28 年 2 月 2 日（火）までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 2,340,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Friday, April 1, 2016 through 12:00 P.M. on Friday, March 31, 2017

(3) Product to be supplied to:

Main buildings of Mie Prefectural Mental Medical Center

(4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Monday, February 15, 2016.

Bids submitted by registered mail must be received by 10:00 A.M. on Monday, February 15, 2016.

(5) Managing Authority :

Mie Prefectural Mental Medical Center

1-12-1, Shiroyama, Tsu city, Mie, 514-0818 Japan

Tel:059-235-2125

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
